

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に係る標章及びマスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の開催に当たり、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）が国民スポーツ大会開催基準要項第4項第1号及び第3号に定める名称、公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程（平成23年6月24日制定。以下「JSP0規程」という。）に定める標章並びに日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）が定めるマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(標章及びマスコット等の定義)

第2条 この規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) JSP0が定める国民スポーツ大会マーク（JAPAN GAMES マーク／以下「J. G. マーク」という）及びブランドロゴ（J. G. マークと「JAPAN GAMES」のロゴタイプを併せて使用するもの）。

<J. G. マーク>	<ブランドロゴ>	
	ヨコ組【推奨】	タテ組
 ※J. G. マーク単体での使用は推奨していません。		

- (2) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって、同一の称呼及び観念を生ずるもの及びこれらの文字標章を含む結合語又は造語
- (3) 県委員会が定める第81回国民スポーツ大会の愛称「日本のひなた宮崎 国スポ」及び両大会の愛称「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」及びこれらを含む結合語又は造語

2 この規程において、「マスコット等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県委員会が定める両大会のマスコット（「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会デザインガイドマニュアル」に掲載のデザイン）（以下「マスコット」という。）
- (2) 県委員会が定める大会愛称「日本のひなた宮崎 国スポ」「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」のロゴ
- (3) 県委員会が定めるスローガン及び開催年を表す規定書体

(使用許可権限の行使)

第3条 前条第1項各号に規定する標章については、県委員会が JSP0 から委任を受けた使用許可権限を行使する。ただし、前条第1項第1号及び第2号を商業目的で使用する場合は、JSP0 規程に従い、前条第1項第3号を商業目的で利用する場合は、本規程及び JSP0 規程の両方に従う。

2 前条第2項各号に規定するマスコット等については、県委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(公共目的による使用)

第4条 第2条第1項各号に規定する標章の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、国スポの開催に寄与すると認められるとき。
- (2) 国スポに対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- (3) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (4) その他会長が国スポの開催に寄与すると認められるとき。

2 第2条第2項各号に規定するマスコット等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認められるとき。
- (2) 一般へのスポーツ又は両大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- (3) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (4) その他会長がスポーツ又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認められるとき。

(公共目的による使用の申請及び報告)

第5条 標章又はマスコット等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章公共目的使用許可申請書」（様式第1号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、下記表内のいずれかに該当する場合は、それぞれの標章又はマスコット等使用において申請書の提出を省略することができる。

区分 A	● 両大会の開催のために市町村が設置する実行委員会 ● 国、地方公共団体、JSP0、公益財団法人宮崎県スポーツ協会、宮崎県内の市町村体育（スポーツ）協会 ● JSP0・公益財団法人宮崎県スポーツ協会・宮崎県内の市町村体育（スポーツ）協会に加盟する競技団体 ● 宮崎県障がい者スポーツ協会及び協会に加盟する競技団体 ● 第81回国民スポーツ大会の公開競技又はデモンストレーションスポーツを実施する団体及び第26回全国障害者スポーツ大会の正式競技又はオープン競技を実施する団体 ● 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定による認定こども園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業所
区分 B	● 県委員会の構成団体（Aに規定する以外の団体） ● 報道機関（報道目的のみ） ● その他会長が特に認める者

2 申請書の提出を省略できる場合であっても、あらかじめ、デザイン案や使用目的等について県委員会へ連絡し、承認を得ること。

3 前項の規定により許可または承認を得た者が標章を公共目的により使用（報道機関が報道目的に使用する場合を除く）したときは、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等使用報告書」（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

（公共目的による使用の許可）

第6条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- （1）スポーツ及び両大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）標章及びマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- （3）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- （4）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- （5）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- （6）使用目的が明らかでないとき。
- （7）両大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- （8）その他会長が不適当と認めるとき。

- 2 前項の規程による許可は、許可番号を付した上で「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章公共目的使用許可書」(様式第3号)をもって行うものとする。

(商業目的による使用)

第7条 第2条第1項第3号に規定する標章及び同上第2項各号に定めるマスコット等を商品、景品、広告宣伝等に使用する場合は、商業目的として第8条から第10条に規定する必要な手続を経て、使用できるものとする。ただし、第2条第1項第3号に規定する標章を使用するにあたっては、本規程のみならず、JSP0規程第5条に規定する必要な手続きも併せて経て、使用できるものとする。

- 2 商業目的による使用にあたっては、第2条第1項第3号に規定する標章、同条第2項第1号及び第2号に規定するマスコット等は有償とする。

(商業目的による使用の申請及び報告)

第8条 商業目的により第2条第1項第3号に規定する標章並びに同条第2項第1号及び第2号に規定するマスコット等を使用しようとする者は、あらかじめ「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等商業目的使用許可申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けて第2条第1項第3号に規定する標章並びに同条第2項第1号及び第2号に規定するマスコット等を使用した者は、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等使用報告書」(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(商業目的による使用の許可)

第9条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等商業目的使用許可書」(様式第5号)をもって行うものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

(商業目的による使用に係る使用料)

第10条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として県委員会に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が、第2条第1項第3号に規定する標章、同条第2項第1号及び第2号に規定するマスコット等を使用するときは、会長は、使用料を免除することができる。なお、この規程で定める免除は県委員会へ納付する使用料に関するものであり、JSP0規程で定める使用料について免除す

るものではない。

- (1) 第5条第1項に定める区分Aに該当する者が適切に使用するとき。
 - (2) その他会長が特に認めるとき。
- 2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第8条の規定による許可申請の際に、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等使用料免除申請書」(様式第6号)を会長に提出しなければならない。
 - 3 会長は、前項の規定による申請が第1項ただし書に該当すると認めるときは、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用料免除許可書(様式第7号)」により、当該申請者に通知するものとする。
 - 4 第1項の規定に基づく使用料は、前条第2項に規定する通知の日から起算して30日以内(振込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日まで)に会長が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。なお、振込手数料については、当該許可を受けた者が負担するものとする。
 - 5 県委員会は、収納した使用料を両大会のため、宮崎県に寄附するものとする。
 - 6 納付された使用料は、返還しない。

(使用上の遵守事項)

第11条 標章及びマスコット等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、標章及びマスコット等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合は、この限りでない。
- (5) 標章及びマスコット等を使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

第12条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等使用内容変更申請書」(様式第8号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による内容の変更を許可するときは、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等使用内容変更許可書」(様式第9号)により、当該使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

(実地調査等)

第13条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第14条 会長は、標章及びマスコット等の使用が、この規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項の規定による許可の取消しは、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等使用許可取消書」(様式第10号)をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。
- 4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。
- 5 会長は、許可を得ずに標章及びマスコット等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章及びマスコット等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 6 県委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第15条 県委員会は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。

- 2 県委員会は、標章及びマスコット等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、標章及びマスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 21 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 販売を目的とするもの（商品）
小売価格（消費税等賦課前）×製造数×5%（1 円未満の端数切捨て）2 販売以外を目的とするもの<ol style="list-style-type: none">（1）景品、有償貸出等
製造価格×製造数×5%（1 円未満の端数切捨て）（2）広告宣伝
使用する媒体の広告料×5%（1 円未満の端数切捨て）※ ただし、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、
県委員会と申請者の協議により決定する3 その他、営利を目的とするもの
県委員会と申請者の協議により決定する |
|--|